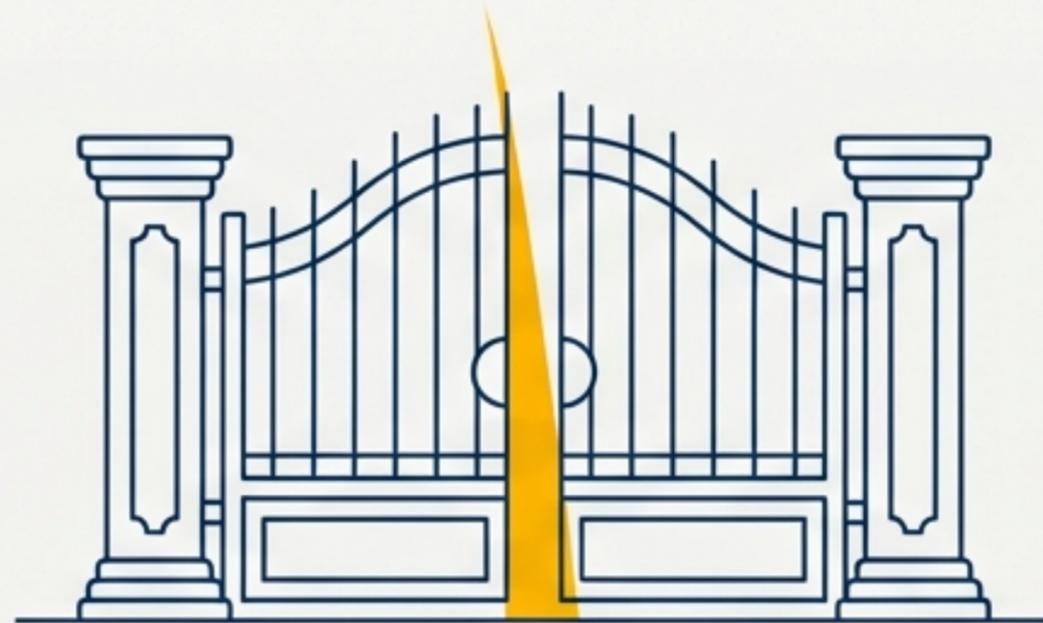


# 2026

## 2026年、あなたの会社は大丈夫ですか？

経営者が知っておくべき「行政書士法改正」と、会社を守るための知恵





**「法律が変わるらしいけど、  
うちは大丈夫？」最近、こんな  
質問が急増しています。**

2026年に施行される行政書士法の改正。  
世間の関心が高まる今、「知らなかった」では  
済まされない重要な変更点を、正しく理解して  
おく必要があります。

この資料は、難しい法律用語を避け、  
**「あなたの大切な会社を守るための知恵」**を  
わかりやすく解説するものです。

# そもそも「行政書士」とは、どんな専門家なのか？

行政書士の業務は、法律で大きく3つの分野に定められています。

これらはすべて、あなたのビジネスの根幹を支える「公式な書類」の作成に関わる仕事です。



1. 官公署に提出する  
書類の作成



2. 権利義務に関する  
書類の作成



3. 事実証明に関する  
書類の作成

※紙の書類だけでなく、電子申請などの「電磁的記録（データ）」も同様に含まれます。



## 【本題】 2026年1月1日、何が変わるのか？



注目すべきは、行政書士法 第19条

「業務の制限」の改正です。

これまで「なあなあ」に解釈されがち  
だった部分に、明確な一文が追加されます。  
この一文が、ビジネスの慣習に大きな影  
響を与えます。

# たった一文の追加。しかし、その意味は大きい。

## これまで

行政書士でない者は、業として業務を行うことができない。

## 2026年1月から

行政書士（中略）でない者は、他人の依頼を受け**いかなる名目によるかを問わず報酬を得て**、業として第一条の二に規定する業務（書類作成など）を行うことができない。

**「経営コンサル料」「事務サポート費」といった言い逃れが、完全にできなくなります。**

# 真実：これは「新しい禁止事項」ではありません。

今回の法改正は、新しいルールを作って禁止事項を増やしたものではありません。もともと法律で禁止されていたことを、**逃げ場がないように明文化した**のです。



これまでまかり通っていた、  
「コンサル料という名目ならいいだろう」  
「業界の慣習だから大丈夫だろう」  
といった **「なあなあ」なグレーゾーンが、法的に完全に消滅**します。

# 「うちの会社も…？」 身近に潜む、3つの危険なケース



悪気はなくても、2026年からは明確な法律違反となる可能性があります。  
自社の商習慣は大丈夫か、確認してみましょう。



# あなたの周りに、こんな 「親切」や「慣習」はありませんか？

## 補助金申請

設備の営業マンが「うちの機械を買ってくれば、補助金申請の書類作成は私がおまけで全部やっておきますよ！」と提案。

## アウト

資格のない者が報酬（この場合は設備代金に含まれる）を得て書類作成はできません。

## 許認可

コンサルタントが「建設業の新規許可、コンサル料50万円に書類作成も全部入っています。アドバイスの一環だから大丈夫」と説明。

## アウト

「いかなる名目」でも報酬を得て書類作成をすれば違反です。

## 自動車登録

ディーラーが「登録代行費用」を受け取り、非行政書士のスタッフが車庫証明などの書類を作成している。

## アウト

長年の慣習でしたが、報酬を得て反復的に行えば本来は行政書士の業務です。

# どこからが違反？「作成」と「申請」の境界線

法律が禁止しているのは、行政書士でない者が報酬を得て、書類の「作成」をすることです。  
この「作成」が何を指すのかを理解することが、リスク回避の鍵となります。

これは「アウト」：書類の作成



資格のない者が、報酬を得て申請書の中身を代筆したり、空欄を埋めたり、内容を構成すること。

これは「セーフ」：申請という行為



社長自身が作成した書類の提出を手伝ったり、書き方について助言（コンサルティング）をしたりすること。

# 具体的に、何が「違法な作成」にあたるのか？

たとえ最後に社長がハンコを押したとしても、その書類を実質的に作り上げたのが無資格の業者業者であれば法律違反です。



## NG Action 1: 中身を代筆する

コンサルタントが、あなたの代わりに補助金の事業計画書の文章を書き上げること。



## NG Action 2: 空欄を埋める

役所のフォーマットに、ヒアリングした内容を無資格者が打ち込んだり記入したりすること。



## NG Action 3: 「妄想」で書く

経営者の想いとは関係なく、業者が「通りそうな内容」を勝手に捏造して書類を仕上げること。

# 「知らなかった」では済まされない。違反した場合の罰則は？

もし無資格の業者が報酬を得て書類を作成した場合、実行した「個人」には重い刑事罰が科せられます。



## 実行した個人

(無資格のコンサルタント、営業マンなど)

行政書士法 第21条

**1年以下の拘禁刑**

または

**100万円以下の罰金**

Key Point: これまで「注意」で済んでいたようなケースでも、改正後は厳格に刑事罰の対象となり得ます。

## 【経営者必見】 今回の改正で最も警戒すべき「会社の」リスク

2026年から新設される「両罰規定」により、違反した個人だけでなく、その人が所属する会社（法人）も処罰の対象になります。



1年以下の拘禁刑  
または  
100万円以下の罰金



従業員が所属する会社（法人）  
新設される行政書士法 第23条の3  
100万円以下の罰金

The Real Risk: 罰金そのものより、「行政書士法違反で罰金刑を受けた」という事実がもたらす信用失墜です。(例：銀行融資への影響、公共事業の指名停止など)

# 役所の窓口で「この書類、誰が作りましたか？」と聞かれる日。

法改正に伴い、書類を受け取る行政側の運用も変わらざるを得ません。  
今後は申請の確認プロセスで、作成者の資格が厳しく問われる可能性があります。



## Potential Scenario:

役所担当者：「この申請は、資格をお持ちの方が作成されましたか？ 無資格者が報酬を得て作成した場合、**申請自体を受理できない可能性**があります。」



## Key Takeaway:

行政が求めるのは「**適正な手続き**」です。「本人（経営者）が作った」か、「**正当な資格者が作った**」か。この二択以外は、事業の遅延や調査につながるリスクでしかありません。

# 2026年を、自信を持って迎えるために。

今回の法改正は、グレーゾーンをなくし、事業の透明性を高めるためのものです。ぜひ、この内容を「新年最初の社内ミーティング」の議題にしてみてください。

## 今すぐ、社内で確認すべきこと：

- 「うちは大丈夫か？」
- 「今の取引先は、ちゃんと資格を持っている専門家か？」

社員全員でこの問題を意識すること自体が、あなたの大切な会社を守る、力強い第一歩になります。

